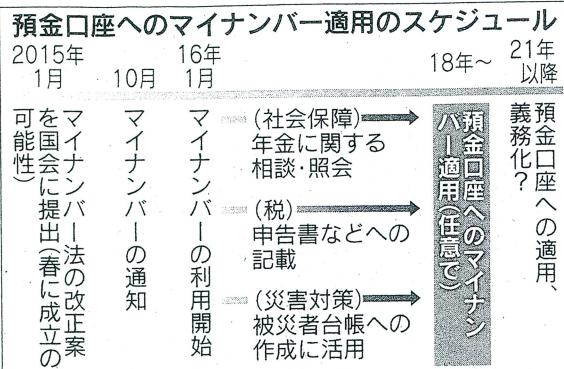


# 18年から任意登録へ

## 預金口座にマイナンバー

### 義務化は先送り 政府方針

政府は19日、国民一人ひとりに割り当てる税と社会保障の共通番号(マイナンバー)を2018年から銀行の預金口座にも適用する方針を固めた。既存の口座、新規口座を含めて、本人情報の一部として銀行に登録するよう呼びかける。登録は当面任意として、義務化は先送りする。脱税など不正の防止に役立てるが、預金者の利便性を高められるかが普及に向けた課題となりそうだ。



30日にまとめる15年度税制改正大綱に盛り込む。15年1月に召集予定の通常国会にマイナンバー法の改正案など関連法案を提出し、来春の成立を目指す。

国民全員に割り振るマイナンバーは16年から運用が始まることが決まっている。開始から2年後の18年に預金口座への適用を始める。新規口座の場合、口座開設の申請用紙にマイナンバーを記入する欄を設ける。既存口

座は来店時に登録を促すほか郵送などで呼びかけされることも検討。詳細は今後金融機関向け指針を作つて詰める方向だ。

登録の進捗状況を確認しながら、21年以降に義務化の是非を検討する。

国税庁などの行政機関が、金融機関に対してマイナンバーを登録した口座の情報提供を求められると、脱税や生

などに役立てる。

今後は義務化せずにどこまで登録を進められるかが課題だ。日本の銀行には個人預金口座が約8億ある。郵便貯金なども含めると10億口座を超す。マイナンバー制度は国による個人情報の監視が強まるとの批判もあり、登録に対する懸念は残っている。

預金者の利便性向上策を打ち出せるかが普及のカギを握る。例えばマイナンバーは金融界などが要望している金融所得課税の一体化に役立つ。投資で得た利益から損失を差し引いて課税するようにして、脱税や生

「損益通算」の範囲には預貯金が入っていない。マイナンバーを使えば対象を広げやすくなり税負担の軽減にもつながる。

▼マイナンバー制度  
日本国内に暮らす全員の個人情報を1つの番号で管理する制度。年金などの社会保険料や税務などの情報を管理する。行政サービスの効率化や社会保険料の未納を防ぐ狙いだ。2016年1月から利用が始まる。